

人吉市空き家バンク実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、人吉市（以下「市」という。）において空き家等の情報提供を円滑にすることで空き家等を有効に活用し、定住の促進による地域の活性化を図る施策として、市が実施する人吉市空き家バンク事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内において現に使用されていない（使用しなくなる見込みを含む。）居住の用に供することができる建物及びこれに附属する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、建物のうち、分譲を目的として建築された建物又は共同住宅を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により空き家等の売却及び賃貸を行うことができる者（当該空き家が2以上の者の共有に属する場合にあっては、その全員）をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該空き家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要項は、人吉市空き家バンク事業以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、人吉市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 空き家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 身分証明書（運転免許証その他申込者本人であることを示す証明書をいう。）の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、当該空き家等の現地調査を行った上で、登録を適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の調査を市長が認めるもの（以下「請負者」という。）に依頼することができる。

4 市長は、第2項の規定により登録をしたときは、その旨を人吉市空き家バンク登録完了（却下）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。ただし、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を却下するものとし、その旨を人吉市空き家バンク登録完了（却下）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) その他市長が空き家バンクに登録することについて不適當な事由があると認めるとき。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクへの登録が適當と認めるものについては、その所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録変更）

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、人吉市空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録抹消）

第6条 物件登録者は、登録された空き家等の情報を空き家バンクから抹消しようとするときは、人吉市空き家バンク登録抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、空き家バンクから登録した空き家等の情報を抹消するものとする。

(1) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録日から起算して2年を経過したとき。ただし、再調査の結果、登録を継続すること適當と認められる場合はこの限りでない。

(3) 物件登録者が第4条第4項第1号又は第2号に該当することが判明したとき。

(4) その他市長が空き家バンクに登録する空き家等として不適當と認める事由が生じたとき。

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、その旨を人吉市空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（利用登録申込み等）

第7条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用登録申込者」という。）は、人吉市空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク利用者登録カード（様式第8号）

(2) 住民票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容を確認し、登録を適当と認めたときは、人吉市空き家バンク利用登録完了（却下）通知書（様式第9号）を通知する。

3 市長は、利用登録申込者の空き家バンクの利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を却下するものとし、その旨を人吉市空き家バンク利用登録完了（却下）通知書（様式第9号）により利用登録申込者に通知するものとする。

(1) 暴力団、暴力団員又は反社会的団体に寄与するための利用又はその利用のおそれがあると認められるとき。

(2) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動のための利用又はその利用のおそれがあると認められるとき。

（利用登録事項の変更）

第8条 前条第2項の通知を受けた利用登録申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該申込事項に変更があったときは、人吉市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録の抹消）

第9条 利用登録者は、空き家バンクに登録した情報を抹消しようとするときは、人吉市空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、利用登録者に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、空き家バンクに登録した利用登録者の情報を抹消するものとする。

(1) 第7条第3項の事由に該当すると認められるとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) その他市長が空き家バンクに登録することが適当でないとする事由が生じたとき。

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、その旨を人吉市空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第10条 市長は、物件登録者及び利用登録者に対し、空き家バンクの利用に関し必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長は、空き家バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報のうち、物件登録者が同意した情報について市のホームページ等に公開することができる。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃借の別
- (3) 所在
- (4) 空き家等の概要（建築年、構造、間取り等）
- (5) 希望価格
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) その他市長が適当と認める情報

（個人情報保護）

第11条 市長は、空き家バンクに登録された個人情報については、人吉市個人情報保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）に基づき、適正に管理するものとする。

（物件登録者と利用登録者との交渉等）

第12条 物件登録者及び利用登録者との空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、請負人が行うものとし、市長は一切これに関与しない。

（補則）

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。